

平成27年度警察庁調達改善計画

1 警察庁における調達改善の方針

警察庁においては、限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるために、透明性、公平性及び経済性を確保しつつ、これまで以上に自律的かつ継続的に調達改善に取り組むこととする。

2 調達の現状分析

平成25年度における警察庁の契約状況は表1のとおり、契約件数は2,999件、契約金額は946億円である。このうち、競争性のある契約は2,404件（80.2%）、競争性のない契約は595件（19.8%）となっている。

平成25年度予算の状況及びこれまでの調達改善の実施状況を把握・分析し、平成27年度警察庁調達改善計画において取り組む分野等を策定する。

表1 平成25年度の警察庁（本庁・附属機関・地方機関・都道府県警察の国費）における契約の状況

契約方式		契約件数	割合	契約金額(円)	割合
競争性のある契約	競争入札	1,908件	63.6%	54,288,109,193	57.4%
	企画競争・公募による随意契約	347件	11.6%	22,077,557,620	23.4%
	不落・不調による随意契約	149件	5.0%	5,420,976,938	5.7%
	小計	2,404件	80.2%	81,786,643,751	86.5%
競争性のない随意契約		595件	19.8%	12,775,658,261	13.5%
合計		2,999件	100.0%	94,562,302,012	100.0%

※ 表1は、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日財務大臣通知）に基づき、財務省が契約統計を策定するに当たり警察庁が財務省に提出したデータをもとに作成。

3 重点的に取り組む分野等

(1) 重点的に調達改善に取り組む分野

ア 汎用的な物品・役務における共同調達等の有効活用

(7) 共同調達等の推進

警察庁が入居している合同庁舎第2号館においては、これまで、総務省及び国土交通省との3省庁間で事務用消耗品、紙類（コピー用紙除く）、OA機器消耗品、清掃用消耗品、蛍光灯、トイレトーパー及び防災用品の購入や速記及びクリーニングの役務について合計9品目の共同調達を実施している。平成27年度においてはガソリンの給油及び荷物配送業務を新たに加え、スケールメリットの活用、事務の効率化等の更なる向上を図ることとしており、地方支分部局における共同調達等についても同様に推進する。

(イ) DNA試薬の調達の見直し

全体的な予算執行額の縮減のため、契約単価の全国調査及び管区単位での共同調達による契約単価の見直しを行い、他に使用可能な新試薬を導入することができないかについて検討を進める。

(2) 継続的な取組

ア 随意契約の見直し

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3条第1項本文に掲げる調達契約のうち随意契約予定案件については、随意契約の適正な運用を図るため、契約方法、契約条件等の適否を「特定調達契約審査委員会」において審査する。

また、入札説明書を受け取りに来た者のうち入札不参加者に対し、何が障壁となって参加しなかったか等に関して任意でアンケートを実施し、対応可能な要望について積極的に採用するほか、少額な随意契約案件への対応としては、オープンカウンター方式（※）を引き続き採用し、ホームページ上に調達情報を掲載する。

※ オープンカウンター方式とは、発注者側が見積の相手方を特定せずに調達情報をホームページなどに公示し、参加を希望する者から広く見積書の提出を募る方式である。

イ 一者応札の解消に向けた取組

一者応札への取組としては、これまでと同様に入札不参加へのアンケートや新規参入業者への声かけはもとより、公告期間の延伸、仕様書の見直し等を実施し、より競争性の高い調達を目指す。

また、できるだけ多くの供給者へ情報を発信し入札への参入を促進するために、平成27年度政府調達案件について共同の調達セミナーに参加するとともに、警察庁独自の政府調達セミナーを開催するほか、調達情報をホームページ上に公表して新規参入業者の促進を図り、地方支分部局等の調達情報をリンクし広く情報を発信する。

ウ 調達及び契約手法の多様化

(7) 総合評価落札方式の継続的实施

総合評価落札方式とは、入札において価格と価格以外の要素を総合的に評価し、発注者にもっとも有利な者を落札者とする方式であり、現在、調査研究及び電気通信分野において総合評価落札方式による契約を締結している。

総合評価落札方式を採用する場合において、調達案件によっては外部有識者等の意見を取り入れるなど、事業者選定における客観性、透明性や公正性などの向上を図るものとする。

(1) 少額の随意契約をとりまとめ一般競争入札として実施

同じ時期の調達で同様の少額随意契約のポスター、リーフレット等の印刷物については、可能な限り取りまとめて一般競争入札を実施する。

エ 人材育成、情報の共有

(7) 当庁が実施する研修はもとより他省庁が主催の研修にも会計事務職員を積極的に参加させ、適切な会計経理の認識と高いコスト意識を持つ人材育成を目指す。

(1) 警察庁ホームページに公開していた警察庁会計業務検討会議における契約の審査の内容等を地方支分部局に発出する等して情報の共有を図る。

オ 旅費

旅費については、パック商品の利用を促進するとともに、旅行代理店へのアウトソーシングについて引き続き活用する。

4 実施状況の把握

調達改善計画の実施状況については、原則年2回（上半期・下半期）把握する。なお、計画の見直しが必要となった場合については、随時改定し公表する。

5 自己評価の実施

上半期及び年度終了後、計画の達成状況、調達の具体的な改善状況について評価を行い警察庁ホームページに公表する。

6 調達改善計画の推進体制

警察庁における調達改善計画は、警察庁会計業務改善委員会（別添1）により推進する。

7 外部有識者の活用

調達改善計画の策定、自己評価の実施等の際には、警察庁会計業務検討会議（別添2）の委員に意見を求める。

特に、締結した個別の契約について、その契約方式等に関し同委員の意見を求める。

8 内部監査の活用

毎年度実施している内部監査における監査項目として、契約に関する項目を設定し、適切な調達に関しての検証や評価を実施する。

警察庁会計業務改善委員会設置要綱

1 設置

警察庁に、警察庁会計業務改善委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 任務

委員会は、行政事業レビュー、調達改善の取組等、警察庁における会計業務の改善に係る各種取組の推進を図ることを任務とする。

3 構成及び運営

(1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

(2) 委員長、副委員長及び委員は、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 官房長

副委員長 総務課長、会計課長

委員 参事官（企画担当）、生活安全企画課長、刑事企画課長、
組織犯罪対策企画課長、交通企画課長、警備企画課長、外事課長、
情報通信企画課長、警察大学校教務部長、科学警察研究所総務部長、
皇宮警察本部副本部長

(3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

(4) 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

(5) 委員会の庶務は、会計課において処理する。

警察庁会計業務検討会議設置要綱

1 設置

警察庁に、警察庁会計業務検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 任務

会議は、警察庁における行政事業レビュー、調達改善の取組、随意契約の適正化の推進に係る取組等の会計業務の改善に係る各種取組に対し、公正中立の立場から専門的知見に基づき検討を行い意見を述べることにより、その客観性の確保を図ることを任務とする。

3 構成及び運営

- (1) 会議は、学識経験等を有し公正中立の立場で会議の行う取組に参画することができる外部有識者（以下「委員」という。）をもって構成し、次に掲げる者に警察庁会計業務改善委員会委員長が委嘱する。

赤坂裕彦 弁護士

竹谷智行 弁護士

松村敏弘 東京大学教授

水谷 章 公認会計士・税理士

- (2) 委員は、その互選により委員長を選任する。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。
- (4) 会議の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。
- (5) 会議の庶務は、会計課において処理する。